市庁舎整備のための専門家委員会の設置に関する市長の提案は、以下のような説明(概要)でした。(文責は議員団)

(略)

鳥取市の将来を大きく左右する重要な取り組みである市庁舎整備に関し、条例に基づき必要な事項について調査及び審議をおこなう鳥取市庁舎整備専門家委員会の開催に要する経費及び市庁舎整備に関する調査検討業務に係る委託経費を計上している。

議案第2号は、鳥取市庁舎整備専門家委員会を設置するための条例をあらたに制定しようとするものである。市庁舎整備については、昨年5月20日に行われた鳥取市庁舎整備に関する住民投票の結果を受けて、同月に設置された市議会の鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会は、先の12月定例会において住民投票で選ばれた現本庁舎の耐震改修及び一部増築案は実現できないことを最終報告として明らかにした。

そこで、喫緊の課題とされる市庁舎整備について、市としてはこれまでの調査検討の結果や議論の経過を踏まえ、専門的立場から客観的な視点で、庁舎がは果たすべき役割及び機能並びに市庁舎整備の基本的な方策及び効果をはじめ、必要な事項について調査及び審議を速やかに行っていただく必要があると判断し、鳥取市庁舎整備専門家委員会を設置しようとするものである。

委員会は調査審議の内容を市長に報告し、市長はその内容を市議会に報告することを規定している。市庁舎整備は本市の直面する最重要課題であり、早期整備にむけて市民の皆さんの関心も高まっている。市議会と連携をとり、市民の意向を改めてふまえ、市庁舎整備の方針を今年前半に決定することが必要であると考える。